

## 職業訓練指導員講習(48時間講習)受講資格一覧表

資格要件	経験年数	根拠法令	備考	
1級又は単一等級の技能検定合格者一規則第39条第1号	—	規則第39条第1項	規則:職業能力開発促進法	
学校卒	大学卒業者	2年以上	規則附則第9条第1号	
	外国の大学卒業者(免許職種に関する学科を修了した者)	2年以上	告示第38号4	
	短期大学又は高等専門学校(※)卒業者(免許職種に関する学科を修了した者)	4年以上	規則附則第9条第2号	
	高等学校卒業者(免許職種に関する学科を修了した者)	7年以上	告示第38号6	
訓練施設修了者等	免許職種に相当する応用課程の高度職業訓練で技能照査合格者	1年以上	規則附則第9条第2号の2	平成10年改正
	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練で技能照査合格者	3年以上	規則附則第9条第2号の3	
	免許職種に相当する専門課程の高度職業訓練修了者(別表第六に基づく修了者)	4年以上	告示第38号1	訓練法規則:60年改正前職訓法施行規則
	免許職種に相当する普通課程の普通職業訓練で技能照査合格者	6年以上	告示第38号1の2	訓練法規則による普通職業訓練を含む
	免許職種に関し普通課程の普通職業訓練修了者(別表第二に基づく修了者)	7年以上	告示第38号1の3	
	免許職種に関し短期課程の普通職業訓練修了者(別表第四に基づく修了者)	10年以上	告示第38号2	700時間以上
	専修訓練課程の普通職業訓練修了者	10年以上	告示第38号3	昭和53年改正後の職業訓練法施行規則
	旧法の認定職業訓練修了者(訓練機関)	7年以上	告示第38号5	旧法:昭和33年職業訓練法
	旧法の改正前の労働基準法による技能者養成修了者	7年以上	告示第38号5	
	旧法の専門的な技能に関する職業訓練又は旧法の認定職業訓練修了者	8年以上	告示第38号7	訓練期間2年以上及び3600時間以上
	旧法の基礎的な技能に関する職業訓練修了者	10年以上	告示第38号8	訓練期間1年以上及び1800時間以上
	旧法の改正前の職業安定法による公共職業補導所の職業補導修了者	10年以上	告示第38号8	訓練期間1年以上及び1824時間以上
	旧法の施工前に失業保健法の施設において行われた職業訓練修了者	10年以上	告示第38号9	訓練期間1年以上及び1824時間以上
	県が家事サービス職業訓練を行う為に設置する施設で現に担当している者	—	告示第38号10	昭和48年以前からの担当者
	免許職種に相当する特別高等訓練課程の養成訓練で技能照査合格者	3年以上	告示第38号11	
	免許職種に関し特別高等訓練課程の養成訓練修了者(前号に定める者を除く)	4年以上	告示第38号11の2	
	免許職種に相当する高等訓練課程の養成訓練で技能照査合格者	6年以上	告示第38号11の3	昭和53年改正前の職業訓練法施行規則
免許職種に関し高等訓練課程の養成訓練修了者(前号に定める者を除く)	7年以上	告示第38号12		
専修訓練課程の養成訓練修了者	10年以上	告示第38号13		
厚生労働省職業能力開発局長が全各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認めるもの(法に基づく職業能力開発施設等において指導員の確保が困難な場合等の特例)	15年以上	告示第38号14		

### 備考

※「高等専門学校」…学校教育法による高等専門学校であり、同法による専修学校(高等専修学校及び専門学校と称するものを含む)ではない

#### ■次の者は受講できません

- 1 精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たって必要な知識、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 禁固以上の刑に処せられた者
- 3 職業訓練指導員免許取り消しを受け、その日から2年を経過しない者